

事後審査型制限付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

津山市長 谷口圭三

1 入札対象工事

工 事 番 号	06-046261
工 事 名	東西橋上部工事その1
工 事 場 所	津山市 加茂町桑原ほか 地内
工 期	令和7年3月18日まで（予定）
発 注 業 種	鋼橋上部工事
工 事 概 要	橋長 L=69.40m 全幅 W=9.75m（拡幅部 W=2.90m） 橋梁上部桁製作 鋼3径間連結合成鈑桁 L=69.0m 既設橋バチ部撤去工 L=7.2m 工場製作工 W=26.1t ゴム支承 N=9基 鋼橋架設工 一式 仮設工 一式
予定価格（税込）	90,574,000円（消費税相当額を含む）
予定価格（税抜）	82,340,000円（消費税相当額を含まない）
契 約 保 証	契約金額の100分の10以上

2 入札に参加できる者に必要な資格要件

入札参加資格等に関する事項	鋼橋上部工事における、令和6年度の津山市入札参加資格を有する者であること。
建設業の許可	建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）に基づく、鋼構造物工事に係る建設業の許可を受けていること。また、法第16条に該当する場合は特定建設業の許可を受けていること。
地域要件及び対象ランク等	次の①、②いずれかに該当すること。 ①最新の経営審査事項における鋼橋上部工事の総合評定値が1000点以上であること。 ②市内登録業者で、鋼橋上部工事のAランク以上であること。 〔市内登録業者のランクは、津山市契約監理室のページに掲載しているの〕 で参照のこと。
企業実績等	日本国内において、平成21年4月1日以降に完成した、桁長23m以上の鋼橋上部工の道路橋（仮設橋以外の橋であって、A活荷重以上を適用するものに限る。）工事の製作から現場架設までの工事の元請実績を有すること。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、当該共同企業体の代表者として施工したものであること。
配置予定技術者	法に定める、1級土木施工管理技士、又は、技術士法（昭和58年法律第25号。）に定める技術士（建設「鋼構造及びコンクリート」）の資格を有する技術者を専任で配置できること。また、法第26条第2項に該当する場合は監理技術者（監理技術者講習についても受講済みであること）の資格を有していなければならない。

3 設計図書の交付等

設計図書の閲覧 及び取得期間	令和 6 年 9 月 9 日（月）午前 9時から 令和 6 年 9 月 24 日（月）午後 1時まで
設計図書に 関する質問	電子入札システムを利用した質問受付とする。なお、質問に対する回答は 入札情報公開システムに掲載する。 ・質問締切日時 令和 6 年 9 月 17 日（火） 午後 5 時 15 分まで ・回答掲載日時 令和 6 年 9 月 19 日（木） 午前 10 時以降

4 入札執行内容等

参 加 表 明	令和 6 年 9 月 9 日（月）午前 9時から 令和 6 年 9 月 24 日（月）午後 1時まで
入 札 期 間	入札受付開始日時：令和 6 年 9 月 25 日（水）午前 9時から 入札受付締切日時：令和 6 年 9 月 27 日（金）午前 9 時 30 分まで
開 札 日 時	令和 6 年 9 月 27 日（金） 午前 9 時 35 分

5 入札参加資格の確認（事後審査）の提出書類

提 出 書 類	①事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1） 〔 配置予定技術者を工場製作期間と現場施工期間に分けて配置する場合は 〕 各々記載すること。 ②施工実績が確認できる書類で、次のア、イのうちいずれか一つ ア）（一財）日本建設情報総合センターの竣工時工事カルテ受領書の写し イ）施工実績調書（様式 7）及び施工実績証明書（様式 10）、並びに 施工内容が確認できる契約書、図面、設計内訳書等の写し ③最新の「経営規模等評価通知書・総合評定値通知書」の写し ④配置予定技術者の健康保険証の写し ⑤配置予定技術者の資格者証の写し ※岡山県電子入札共同利用システムを利用した電子データでの提出は不可 とする。また、市内業者については③、④、⑤の提出は不要とする。
---------	---

6 施工実績について

施工実績として認める期間の末日は、本公告日の前日（竣工検査を終了していること）とする。

7 その他

この公告に定めのない事項については、「津山市建設工事等入札ガイドライン」及び「津山市建設工事一般競争入札（事後審査型制限付き）公告共通事項」に定めるところによる。

《問い合わせ先》

津山市総務部契約監理室

電 話：0868-32-2019

FAX：0868-32-2150